

第 368 回所長会議議事要旨

日 時 令和 8 年 2 月 27 日 (金) 13 : 37 ~ 14 : 35

場 所 管理棟大会議室 + ウェブ (Teams) 併用

出 席 者

【構成員】 浅井機構長、足立理事、長野理事、花垣理事、道園理事、齊藤素粒子原子核研究所長、船守物質構造科学研究所長、小関加速器研究施設長、波戸共通基盤研究施設長、小林 J-PARC センター長 (東海キャンパス所長)、東 QUP 拠点長

【オブザーバー】 三明監事、白木澤監事

【管理局等】 柴原総務部長、森安財務部長、原研究協力部長、永野施設部長、櫻井参事役、岡田安全衛生推進室長、島根監査室長、岩見人事担当課長、由井職員担当課長、仲島情報基盤管理課長、飯塚財務企画課長、飯塚経理課長、日下田契約課長、山口研究協力課長、枝川連携推進課長、三國 QUP 業務推進室長、河西国鎖企画課長、栃木資産マネジメント課長、山本整備管理課長、福田東海管理課長ほか

議 事

【1】 第 366 回・第 367 回議事要録の確認について

資料 1 のとおり承認された。

【2】 協議

(1) 教員公募 (素核研・助教 1 名・測定器)

齊藤所長から、資料 2 に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

(2) 教員公募 (加速器・特別助教若干名)

小関施設長から、資料 3 に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。

(3) 協定等の更新について (国内機関関係)

花垣理事から、資料 4 に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。

浅井機構長より、協定を更新するには維持を含めて事務コストがかかるため、実際に活動していない協定は形式的に残すのではなく、リスク管理の観点からも整理・解消を検討して頂きたいとのコメントがなされた。

(4) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構とトヨタグループ企業との量子技術に係る 4 者包括協定書締結について

花垣理事から、資料 5 に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。

(5) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構と株式会社豊田中央研究所との共同研究講座設置について

花垣理事から、資料 6 に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。

< 質疑応答 >

・連携体制の中で、共同研究②にある素粒子原子核研究所・教授は、量子場計測システム国際拠点 (以下、「QUP」という。) との関係はあるのか。

→ QUP との直接的な関係はない。QUP としては、センサーそのものに限らず、センサーの読み出し技術等を含めた研究テーマの可能性を検討している。

(6) CNR-IOM および KEK との APE-TX ビームラインの設計に係る協力について

- 花垣理事から、資料7に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。
- (7) インド IITH および KEK との学術交流協定について
花垣理事から、資料8に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。
- (8) 令和8年度損害保険について
長野理事から、資料9に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。
- (9) 宇宙航空研究開発機構とのクロスアポイントメントの実施について (QUP)
東拠点長から、別途配信資料に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。
- (10) 産業技術総合研究所とのクロスアポイントメントの実施について (QUP)
東拠点長から、別途配信資料に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。
- (11) TRIUMF とのクロスアポイントメントの実施について (QUP)
東拠点長から、別途配信資料に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。なお、浅井機構長より、海外機関との雇用関係に関連し、安全保障輸出管理の観点から留意が必要ではないかとの指摘があり、適切に確認を行う必要があるとのコメントがなされた。
- (12) 産業医の採用について
道園理事から、別途配信資料に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。
- (13) 特定有期雇用職員の雇用計画について (加速器・特定人事・特別事務専門職1名) について
小関施設長から、別途配信資料に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。また、今後の任用期間が長期となる点について、同一業務に固定されるのではないかと懸念が示され、無期労働契約後も制度上は異動や職務内容の変更が可能であることを踏まえ、その可能性について雇用契約と併せて本人に説明すべきとの意見が示された。

<質疑応答>

- ・特別事務専門職として任用する際の職種の人員配置バランスに問題はないか。
→ これまでの実績および今後の職務内容を踏まえ適任と判断した。また、定年年齢は事務職員と同様の65歳を前提としており、給与制度についても同様の運用となる。
- (14) 特別教授の職位呼称付与について (物構研・特定人事・放射光実験)
船守所長から、別途配信資料に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。
- (15) 特別教授の職位呼称付与について (物構研・特定人事・放射光二系)
船守所長から、別途配信資料に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。
- (16) 特別教授の職位呼称付与について (物構研・特定人事・中性子)
船守所長から、別途配信資料に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。
- (17) 特別准教授の職位呼称付与について (物構研・特定人事・放射光二系)
船守所長から、別途配信資料に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。
- (18) J-PARC センターディビジョン長等候補者の選考について (令和8年4月1日付け人事)
道園理事から、別途配信資料に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。

<協議事項 (19) ~ (20) はクローズド協議>

- (19) URA の人事について (特定人事・外部連携推進部・特任首席 URA)
足立理事から、別途配信資料に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。
- (20) URA の人事について (特定人事・外部連携推進部・特任上席 URA)
足立理事から、別途配信資料に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。

以上